

堺市立鴨谷体育館等指定管理者協定書

<基本協定書>

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 本業務の範囲と実施条件
- 第3章 本業務の実施
- 第4章 備品等の取扱い
- 第5章 業務実施に係る甲の確認事項
- 第6章 指定管理料及び利用料金
- 第7章 自主事業
- 第8章 損害賠償及び不可抗力
- 第9章 指定期間の満了
- 第10章 指定期間満了以前の指定の取消し等
- 第11章 その他

別記 個人情報取扱特記事項

- 別紙1-1 管理施設
- 別紙1-2 器具備品等
- 別紙2 仕様書
- 別紙3 基本事業計画書
- 別紙4 年度事業計画書
- 別紙5 事業報告書
- 別紙6 定期報告書
- 別紙7 体育館等の利用料金の減免に関する取扱い基準
- 別紙8 体育館等の利用料金の還付に関する取扱い基準
- 別紙9 リスク分担表
- 別紙10 キャッシュレス決済要件

- 資料1 施設・設備保守点検業務一覧
- 資料2 施設維持管理関係業務一覧

様式

- 様式1-1 業務責任者届
- 様式1-2 施設責任者届
- 様式2 監督員通知書
- 様式3 第三者への一部業務委託承認申請書
- 様式4 施設及び備品等原状変更申請書
- 様式5 事故報告書
- 様式6 要望（苦情）報告書
- 様式7 自主事業申請書

様式 8 納税状況調査同意書

堺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〔〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇からなる（共同企業体）〕（以下「乙」という。）は、乙が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として行う、堺市立鴨谷体育館及び堺市荒山テニスコート（以下「堺市立鴨谷体育館等」という。）の管理業務（以下「本業務」という。）に係る協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 基本協定は、堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号。以下「体育館条例」という。）第 14 条、堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号。以下「スポーツ施設条例」という。）第 13 条の規定に基づき、本施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、適切かつ円滑に本施設を管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、堺市立鴨谷体育館等の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、〇〇〇〇（民間事業者・出資法人・NPO 法人）たる乙の経営ノウハウや顧客サービスを活用しつつ、地域住民に対する行政サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の推進を図ることにあることを確認する。

（定義）

第 3 条 この基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 基本協定等 基本協定及び年度協定をいう。
- (2) 年度協定 この基本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定をいう。
- (3) 管理施設 本施設において指定管理者が管理する施設をいう。
- (4) 指定期間 甲が乙を指定管理者として指定し、管理施設の本業務を行わせる期間をいう。
- (5) 基本事業計画書 乙が、指定期間の開始日までに提出し、甲の承認を得た指定期間内の本業務に関する事業計画書をいう。
- (6) 年度事業計画書 乙が、毎年度開始日までに提出し、甲の承認を得た当該年度に関する事業計画書をいう。
- (7) 事業計画書等 基本事業計画書及び年度事業計画書をいう。
- (8) 指定管理料 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (9) 仕様書 本業務に係る仕様書をいう。
- (10) 募集要項 堺市立鴨谷体育館等指定管理者募集要項をいう。
- (11) 募集要項等 募集要項、募集要項添付資料及びそれらに係る質問回答をいう。
- (12) 利用料金 条例の規定に基づき管理施設の利用の対価として利用者から乙に支払われる施設利用料のことで、乙の収入とされるものをいう。

(13) 自主事業 施設の設置目的に合致し、利用促進又は利用者のサービス向上につながる事業として乙が提案し、あらかじめ甲の承認を得て、乙の責任と費用において実施する事業をいう。

(管理の基本方針)

第4条 乙は、本業務の実施に当たっては、次の法令及び基本協定等を遵守するとともに、管理施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。

- (1) 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令
- (3) 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）、堺市会計規則（平成19年規則第43号）及び堺市財務規則（平成19年規則第56号）
- (4) 体育館条例及び堺市立体育館条例施行規則（平成17年規則第97号）
- (5) スポーツ施設条例及び堺市スポーツ施設規則（平成17年規則第98号）
- (6) 公園条例及び堺公園条例施行規則（平成元年規則第38号。）
- (7) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (8) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）及び堺市情報公開条例施行規則（平成15年規則第22号）
- (9) 堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）及び堺市行政手続条例施行規則（平成9年規則第25号）
- (10) 消防法（昭和23年法律第186号）及び堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）
- (11) その他本業務を履行するにあたって関係する法令、条例、規則、要綱、通知等

(信義誠実の原則)

第5条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、及び基本協定等を誠実に履行しなければならない。

(共通事項)

第6条 この基本協定に関する甲乙間の通知、請求、申請、申出、報告、確認、承認、合意、変更、取消し、停止及び解除その他の甲乙間に係る行為（以下この条において「通知等」という。）は、特別に定める場合を除き、書面により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する通知等について口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った通知等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、基本協定等の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、双方合意の上、保有するものとする。

<共同企業体（企業グループ）の場合この条文追加>

第〇条 乙が複数の法人その他の団体による共同企業体である場合においては、甲はこの基本協定等に基づく全ての行為を、共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代

表者に対して行ったこの基本協定等に基づく全ての行為は、当該共同企業体全ての構成団体に対して行ったものとみなすものとする。

- 2 乙は、甲に対して行うこの基本協定等に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。
- 3 共同企業体の各構成団体は、この基本協定等に基づく指定管理者としての義務を連帯して負うものとする。
- 4 共同企業体の各構成団体は、他の構成団体においてこの基本協定等に違反があった場合、自己の責めに帰すべき事由がないこと、又は過失がないことをもって、この基本協定等上の義務を免れることはできない。
- 5 共同企業体の各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しを甲に提出するものとする。

(対象物件)

- 第7条 本業務の対象となる物件は、管理施設及び当該施設において使用する器具備品等(以下「備品等」という。)からなる。管理施設及び備品等の詳細は、別紙1-1及び別紙1-2のとおりとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理施設及び備品等を管理しなければならない。

(指定期間)

- 第8条 地方自治法第244条の2第5項に規定する期間(以下「指定期間」という。)は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

- 第9条 体育館条例第15条、スポーツ施設条例第14条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
 - (2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 管理施設及び備品等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙2の仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

- 第10条 甲が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 本施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する業務
 - (2) 行政財産の目的外使用許可に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する乙による本業務の範囲外の業務

(業務実施条件)

第11条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりとする。

(本業務の範囲等の変更等)

第12条 甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって、第9条に規定する本業務の範囲及び細目並びに前条に規定する業務実施条件の変更又は本業務の全部若しくは一部の中止について協議を申し入れることができる

2 甲又は乙は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。

3 第1項の規定による変更又は中止及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の規定による協議において決定するものとする。

<共同企業体（企業グループ）の場合この条文追加>

(乙の構成団体の変更)

第〇条 乙は、やむを得ない事由によりその構成団体を変更しようとする場合、事前に甲に対して構成団体の変更について協議を申し入れることができる。

2 甲は、前項の規定による申入れがあった場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、基本協定等、募集要項等及び事業計画書等のほか、条例及び関係法令等に基づいて本業務を実施するものとする。

2 乙は、前項に規定する基本協定その他の書類に定める内容に不適合又は未達成とならないよう実施に万全を期すものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により不適合又は未達成となったときは、この限りでない。

3 この基本協定等、募集要項等及び事業計画書等との間に矛盾又は齟齬がある場合は、この基本協定等、募集要項等、事業計画書等の順に解釈が優先されるものとする。ただし、事業計画書等において仕様書を上回る水準が明記されている場合は事業計画書等に示された水準によるものとする。

(人材の確保等)

第14条 乙は、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、適切な業務執行体制を維持しなければならない。法令等により資格、免許等を必要とする業務については、当該業務に従事する従業員の資格、免許等を証する書面の写しをあらかじめ甲に提出するものとする。当該従業員に変更があったときも、同様とする

2 乙は、本業務の適正な執行に必要な知識・技能の習得、資質向上等のため、研修（人権研修を含む。）を実施し、人材の育成に努め、利用者サービスの質の維持向上に努めるも

のとする。

- 3 乙は、事業計画書等に基づき、必要な人員を配置するものとし、甲の求めに応じて、従業員名簿を提出するほか、従業員の研修を実施したときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。

(業務責任者)

第 15 条 乙は、本業務の実施に当たって業務責任者を定め、その氏名を業務責任者届(様式 1-1)により、甲に報告しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、この基本協定の履行に関し、その運営及び管理監督を行うほか、第 12 条に規定する本業務の範囲等の変更等、業務責任者の報告、施設責任者(館長)の報告、第 17 条第 2 項の規定による申請、基本事業計画書等及び年度事業計画書等並びに事業報告書の提出、開館時間及び休館日並びに利用時間の申請、指定管理料の変更、指定管理料の請求及び受領、第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定による報告、第 35 条第 2 項の規定による同意書の提出、利用料金の申請、自主事業の申請、第 44 条第 2 項及び第 3 項の規定による報告、本業務関係者に関する措置請求、第 61 条の規定による届出、指定の取消し並びにこの基本協定の変更及び解除に係る権限を除き、この基本協定に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務責任者に委任せず、自ら行使するものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、本業務の実施に当たって業務責任者と別に施設責任者(館長)を定めた場合、その氏名を施設責任者届(様式 1-2)により、甲に報告しなければならない。また、施設責任者(館長)を変更したときも同様とする。
- 5 施設責任者(館長)は、業務責任者に代わって施設の管理運営に関する権限を有し、その範囲は業務責任者が指定するものとする。

(監督員)

第 16 条 甲は、この基本協定の履行に関し、甲の指定する職員(以下「監督員」という。)を定め、その氏名を監督員通知書(様式 2)により、乙に通知しなければならない。また、監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 本業務の実施状況の監督及び調査
 - (2) 本業務への立会及び指示
 - (3) 本業務の実施についての乙又は乙の業務責任者に対する指示
 - (4) 基本協定等の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

(一部委託等)

第 17 条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲に第三者への一部業務委託承認申請書(様

式 3) により申請をし、甲の承認を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、甲が承認する場合を除き、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない。また、乙は、甲に対し、当該受任又は請負に関する一切の責任を負うこととする。

- 3 乙は、前項の規定により、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合は、法令等により資格、免許等を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出するものとする。
- 4 乙は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）第 2 条第 1 項の規定による入札参加停止を受けている者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）第 3 条第 1 項の規定による入札参加除外を受けている者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当する者を本業務の一部の委任又は請負の相手方としてはならない。
- 5 乙は、第 2 項に規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、当該業務又は請負の相手方から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号、以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴収し、その写しを甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないと判断した場合は、この限りでない。

（不当介入等に対する措置）

- 第 18 条 乙は、この協定の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。
- 2 乙は、前条第 2 項の規定により、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合は、当該委任又は請負の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該相手方に対して警察に通報するよう指導しなければならない。
 - 3 乙は、第 1 項又は前項の規定による報告及び通報により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

（契約の解除）

- 第 19 条 甲は、乙が入札参加停止者若しくは入札参加除外者又は第 57 条第 1 項第 6 号に該当する者を本業務の一部の委任又は請負の相手方としている場合は、乙に対して、当該相手方との契約の解除を求めることができる。また、これにより当該契約の解除を行った場合における一切の責任及び費用は、乙が負うものとする。

（原状の変更等）

- 第 20 条 乙は、管理施設及び甲から貸与を受けた備品等の原状を変更してはならない。ただ

し、甲に対し、あらかじめ施設及び備品等原状変更申請書（様式 4）により原状変更について申請し、その承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、必要に応じて甲から貸与を受けた備品等の設置場所を変更することができる。この場合において、乙は、設置場所の変更について定期報告書により甲に報告しなければならない。

（管理施設の補修等）

第 21 条 管理施設の大規模な改修、建築物の基本構造部分の補修及び管理施設の予防保全に係る経費については、甲の負担とする。ただし、乙の責に帰する事由によって必要となった経費は、乙の負担とする。

- 2 前項を除く管理施設の補修等は、年度協定に定めるものとする。
- 3 前項に規定する補修を行うことにより、附属設備の更新等の資産価値を高める（資本的支出）場合に当たる経費については、甲が負担するものとする。ただし、協議により乙の負担で行う場合は、この限りでない。

（臨機の措置等）

第 22 条 乙は、災害防止その他の緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、その措置の内容を直ちに甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 3 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして指定管理料に含めることが適当でないとして甲が認めた部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 乙は、本業務に関して緊急時、防犯及び防災対策のマニュアル並びに従業員の連絡網等を作成し、甲に報告するとともに、緊急時の対応に従業員に指導しなければならない。

（利用者保護等）

第 23 条 乙は、本業務の実施に当たり、事故（個人情報情報の漏洩、滅失棄損等を含む。）が発生した場合は、適切な対応及び処置を行うものとする。

- 2 前項の規定による対応及び処置を行ったときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は本業務の実施に当たり、特に重大な事故又は管理運営に係る不祥事案が発生した場合は、速やかに事故・不祥事案報告書（様式 5）により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、利用者等から要望及び苦情（以下「要望等」という。）があった場合は、適切な対応を行い、当該要望等の円滑かつ円満な解決に努めるものとする。
- 5 前項の規定による要望等の対応を行ったときは、定期報告書により甲に報告しなければならない。ただし、特に重大な要望等については、速やかに要望（苦情）報告書（様式 6）により甲に報告しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第 24 条 乙は、本業務の遂行上知り得た個人に関する情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、別記「個人情報取扱特記事項」及び業務仕様書を遵守しなければならない。

2 乙の役員及び使用人並びに第 17 条第 2 項による委任又は請負の相手方の役員及び使用人は、本業務の遂行上知り得た秘密を外部へ漏らし、又は不当な目的に使用するなど個人情報の保護に関する法律に違反することのないよう必要な措置を講じなければならない。指定期間が満了し若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

(情報の公開)

第 25 条 乙は、本業務に関して保有する情報の公開について、堺市情報公開条例の規定及び堺市指定管理者の情報公開の推進に関する要綱（平成 18 年制定）を遵守し、本業務に対する市民の理解と信頼を深めるよう努めなければならない。

(文書管理等)

第 26 条 乙は、本業務を行うに当たり作成又は取得した文書（この条において「施設文書」という。）について、目録を作成の上、当該文書を適正に管理するものとし、甲が指示する期間（次項において、「保存期間」という。）当該文書を保存しなければならない。

2 乙は、保存期間が満了した施設文書を廃棄しようとするときは、甲の承認を得るものとし、甲の指示に従って確実に処分するものとする。

3 乙は、指定期間の満了時又は指定管理者の指定が取り消されたときは、施設文書を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、当該文書の取扱いについて、甲が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

第 4 章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第 27 条 甲は、別紙 1-2 に示す備品等（以下「備品等（I 種）」という。）を、無償で乙に貸与する。ただし、甲は、備品等（I 種）に異動等があった場合は、乙に通知するものとする。

2 乙は、指定期間中、備品等（I 種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（I 種）が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等（I 種）を毀損滅失したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達することにより補償しなければならない。

(乙による備品等の購入)

第 28 条 乙は、任意により備品等を購入し、又は調達し、本業務実施のために供することが

できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により購入し、又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）について、帳簿を設ける等により、明確に整理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（基本事業計画書の承認）

第29条 乙は、基本事業計画書を別紙3の内容のとおり作成し、甲に提出してその承認を得なければならない。

- 2 乙は、甲に提出した基本事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、基本事業計画書に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

（年度事業計画書の承認）

第30条 乙は、年度ごとに行う業務等について、年度事業計画書を別紙4の内容のとおり作成し、甲に提出してその承認を得なければならない。

- 2 乙は、甲に提出した年度事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、年度事業計画書に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

（事業報告）

第31条 乙は、毎年度終了後、甲が定める事業報告書を別紙5の内容のとおり作成し、年度終了後2か月以内に甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取消の日から起算して30日以内に、取り消された日までの間の事業について事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- 2 乙は、本業務に関する定期報告書を別紙6の内容のとおり四半期ごとに作成し、各四半期終了後翌月末日までに甲に提出しなければならない。ただし、第4四半期収支状況については、年度終了後2か月以内に提出しなければならない。この場合において、提出期限が堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日をもって期限とみなす。
- 3 甲は、前2項に規定する報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書面又は口頭による説明を求めることができる。

（立会、報告、調査等）

第32条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施に立ち会うことができる。

- 2 乙は次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
 - (1) 本業務の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。
 - (2) 本業務の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

- (3) 乙と金融機関との取引が停止となったとき。
 - (4) 乙が本業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき。
 - (5) 乙が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。
 - (6) 定款又は登記事項に変更があったとき、その他乙において本業務の適正な実施が困難となったとき、又は本業務の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。
- 3 甲は、本業務の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求め、又は本業務の実施について実地に調査することができる。
- 4 乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(改善指示)

- 第33条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の本業務の実施が適正でないとき、期限を定めて必要な業務の改善や是正の指示(以下次項において「改善指示」という。)をすることができる。
- 2 乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

(経営状況の確認)

- 第34条 乙は、経営の健全性を証するため、乙が会社法(平成17年法律第86号)その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、乙の毎事業年度終了後3か月以内に甲に提出するものとする。

<共同企業体(企業グループ)の場合この条文追加>

- 乙が共同企業体であるときは、各構成団体の計算書類及び監査報告書をそれぞれ取りまとめて甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の提出書類の内容等について、疑義がある場合、乙に対し説明を求めることができる。この場合において、乙は、甲から求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

(市税の納税調査)

- 第35条 甲は、指定期間中において毎年度、乙の市税の納税状況について調査するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による調査に協力するため、同意書(様式8)を提出するものとする。

(評価及び対応)

- 第36条 乙は、本業務に関する利用者の意見や要望を把握し、本業務に反映させるため、利用者を対象としてアンケート等による意見聴取を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定により実施した意見聴取の結果を集計し、甲に対し当該集計結果並びに

乙による分析及び評価等が記載された結果報告書を提出するものとする。ただし、当該結果を事業報告書に記載することにより、結果報告書の提出に代えることができる。

- 3 甲は、指定期間中において、必要に応じて本業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、乙は、合理的な範囲でこれに協力するものとする。
- 4 甲は、前項のモニタリングによる本業務の実績の確認及び評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 5 乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

(評価の公表及び対応)

第 37 条 甲は、毎年度終了後、乙による管理施設の本業務の状況及び実績等を評価し、その結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。
- 4 甲は、第 1 項に規定する評価の結果に応じて必要があると認めるときは、指定管理料の減額などのペナルティを科すことができる。

第 6 章 指定管理料及び利用料金

(管理に係る経費)

第 38 条 甲は、乙が本業務を行うための経費から、利用料金収入見込額及び自主事業②における収益見込額を差し引いた額を、乙に指定管理料として支払う。

- 2 甲が乙に支払う指定管理料の金額及び支払方法等については、甲乙協議の上、別に年度協定で定めるものとする。

(利用料金)

第 39 条 甲は、利用料金を、乙の収入として収受させるものとする。なお、堺市スポーツ施設情報システムを介して、乙の収入となる利用料金については、年度協定に定めるものとする。

- 2 利用料金は、体育館条例第 20 条第 2 項、スポーツ施設条例第 19 条第 2 項に規定する別表に定める額（附属設備等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、乙が事前に甲の承認を得て定めるものとする。
- 3 乙は、甲が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。甲が定める基準は、別紙 7 のとおりとする。
- 4 乙は、甲が定める基準に従い、利用者から収受した利用料金等の額の全部又は一部を利用者に還付することができる。甲が定める基準は、別紙 8 のとおりとする。

(本業務の経理)

第 40 条 乙は、自ら定める経理規程に基づき、本業務の実施に係る経費を適切に管理しなけ

ればならない。乙は、本業務に係る損益状況及び資金の保有状況について、独立の帳簿を設ける等により、明確に整理するとともに、甲の求めに応じ、関係する書類や通帳、伝票等の開示に努める等、本業務の経理を厳正に行わなければならない。

第7章 自主事業

(自主事業)

第41条 乙は、第9条に掲げる業務に支障をきたすことのない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

(自主事業計画書)

第42条 乙は、前条の規定により、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業計画書及び収支計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

2 乙は、指定期間中、事業計画書等で承認を受けた自主事業以外で、新たな自主事業を実施する場合は、自主事業申請書(様式7)により申請し、事前に甲の承認を得て実施するものとする。

3 乙は、甲に提出した自主事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、変更が発生した月の定期報告書で報告することとする。

(自主事業に係る経費等)

第43条 乙は、本業務と自主事業を区分し、各々の収支を本業務の収支とは別に把握するものとする。

2 自主事業の実施において、乙に損失が生じた場合は、甲はこれを補填しない。

3 自主事業の実施において、乙に利益剰余金が生じたときは、当該剰余金をもって市民サービスの向上等に努めるものとする。

(自主事業における立会、報告、調査等)

第44条 甲は、必要があると認めるときは、自主事業の実施に立ち会うことができる。

2 乙は次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(1) 自主事業の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 自主事業の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

(3) その他乙において自主事業の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

3 甲は、自主事業を適正に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求め、又は自主事業の実施について実地に調査することができる。

4 乙は、甲から前項の規定による求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて

その求めに応じなければならない。

(自主事業の改善指示)

第45条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等により、乙の自主事業の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な事業の改善や是正の指示（以下次項において「改善指示」という。）をすることができる。

2 乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

第8章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第46条 乙は、故意又は過失により管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

(損害の負担)

第47条 乙は、本業務及び自主事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じた場合は、甲又は当該第三者にこれを賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が、乙の責に帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、乙は、当該賠償額及びその賠償に伴い発生した費用の補償を甲に行うものとする。

(保険)

第48条 本業務の実施に当たり、甲及び乙は、次の保険に加入しなければならない。

(1) 甲の加入する保険は、建物総合損害共済保険とする。

(2) 乙の加入する保険は、甲及び乙を被保険者とする施設賠償責任保険及び昇降機賠償責任保険とする。

補償内容（賠償額）

(施設賠償責任保険)	対人賠償 1人につき	3億円以上
	対人賠償 1事故につき	10億円以上
	対物賠償 1事故につき	1千万円以上
(昇降機賠償責任保険)	対人賠償 1人につき	3億円以上
	対人賠償 1事故につき	10億円以上
	対物賠償 1事故につき	1千万円以上

2 乙は、前項の保険に加入したときは、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第49条 乙は、不可抗力が発生した場合、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をと

り、発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第50条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙とで協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第51条 前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなると認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

(リスクの分担)

第52条 甲及び乙は、この基本協定に特別の定めがある場合を除き、管理運営業務の履行に当たり、別紙9のとおりリスクを分担するものとする。

第9章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第53条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、甲又は甲の指定するものに文書で本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、前項に規定する引継ぎに先立ち、乙に対して甲又は甲の指定するものによる管理施設等の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(利用料金の引継ぎ等)

第54条 利用料金収入は、施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。

- 2 利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が指定期間を超えるものについては、前受金として、乙は、甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。
- 3 利用料金収入のうち、利用者に還付するものが指定期間を超える場合は、当該還付金を、乙は、甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

(原状回復義務)

第 55 条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、甲の指定する期日までに、乙の負担により、管理施設及び備品等を指定開始日時点の原状に回復し、甲に対して管理施設を引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は、管理施設の原状回復は行わずに、甲又は甲の指定するものに引き継ぐものとする。
- 3 第 1 項の場合において、乙が正当な理由なく、甲の指定する期日までに管理施設を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって管理施設の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲が支出した原状回復に係る費用を補償しなければならない。

(備品等の取扱い)

第 56 条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消されたときの備品等の扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等（Ⅰ種）については、乙は、甲の指定する期日までに甲に対して引き渡さなければならない。
- (2) 備品等（Ⅱ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第 10 章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し等)

第 57 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定期間の途中であっても、体育館条例第 19 条、スポーツ施設条例第 18 条の規定に基づき、指定の取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙がこの基本協定の内容又は仕様書に定めた業務を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 本業務及び自主事業の実施に際し、乙又は乙の役員又は使用人が不正又は不当な行為を行ったことにより、甲乙間の信頼関係が破壊されるに至ったとき。
- (3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 本業務及び自主事業の実施に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (5) 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれ

と同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

- (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
 - (7) 第19条の規定により、甲から契約の解除を求められた場合において、乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) 法人税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき。(法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき。)
 - (9) 前各号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき事由により、乙からこの基本協定解除の申出があったとき。
- 2 甲は、前項の規定に基づき、指定を取り消し、又は本業務の停止を行おうとするときは、事前に次の事項を乙に通知するものとする。
 - (1) 指定取消日又は本業務の停止日
 - (2) 指定取消し又は本業務の停止の理由
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取消し又は本業務の停止までの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
 - 3 乙は、第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、又は本業務の停止を命じられた場合において、乙に損害、損失や費用負担が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
 - 4 乙は、第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消された場合において、既に指定管理料の支払いを受けているときは、取消しまでの間の本業務の実施に要したものとして甲が認める経費を控除した額を、甲が定める期日までに甲に返還しなければならない。
 - 5 甲は、第1項各号に定める場合のほか、管理施設の管理上特別の事由があるときは、この基本協定を解除して指定管理者の指定を取り消すことができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

- 第58条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
- (1) 甲がこの基本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。(一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲から不合理な要求が提示された場合を含む。)
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。
- 2 甲は、前項の規定による申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第59条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
 - 3 前項の規定による取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、市民サービス及び市民保護の観点から合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙

の協議により決定するものとする。

第11章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第60条 乙は、この基本協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けたものについては、この限りでない。

(変更の届出)

第61条 乙は、名称、所在地、代表者及び使用印鑑のいずれかに変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第62条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(定期会議の開催等)

第63条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期会議を原則2か月ごとに開催する。

2 乙は、本業務の遂行に当たり、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

(監査)

第64条 乙は、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項又は第252条の42第1項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査が行われる場合、又は同法第98条第2項の規定に基づき議会から監査委員に対し甲の事務に関する監査の求めがあって監査委員による監査が行われる場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出等の請求に応じなければならない。

(天災等による施設供用の休止等)

第65条 甲は、天災その他やむを得ない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設の全部又は一部の供用を休止させることができる。

2 乙は、予期することができない事由により本施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

3 前2項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲乙協議の上、定める。

(避難所等開設時の対応)

第 66 条 災害等により本施設が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づく避難施設に指定されている施設（以下「避難所等」という。）として開設される場合、乙は、使用許可の取消し等必要な措置を行うとともに、甲が行う避難所等の開設及び管理運営に関し必要な協力を行わなければならない。また、この場合における費用負担は甲乙協議の上、定める。

（協定の変更）

第 67 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この基本協定の規定を変更することができるものとする。

（協議）

第 68 条 この基本協定に定めがない事項については、地方自治法及び関係法令の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合も、また同様とする。

（管轄裁判所）

第 69 条 この基本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この基本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
名称 堺 市
代表者 堺 市 長 永藤 英機 印

乙 団体名
住所
代表者 印

別紙 1-1 管理施設

- ・ 鴨谷体育館本体施設
- ・ 屋外施設
- ・ 駐車場及び駐輪場
- ・ 敷地内すべてのその他施設
- ・ 敷地内の外構及び植栽 etc

別紙 1-2 備品一覧

備品等（I種）

別紙 2 仕様書**別紙 3 基本事業計画書等(指定期間中における共通計画)**

次の内容が網羅されたもの（様式は自由）を作成するものとします。

- ア 管理の基本方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- イ 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
- ウ 人材育成の考え方及び広報計画
- エ 個人情報保護の方針及び保護措置
- オ 情報公開方針及び広報計画
- カ 利用促進計画、サービス向上の方策
- キ モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- ク 自主事業計画
- ケ 管理施設、設備、器具备品等の維持管理方針
- コ 第三者への業務の委託計画
- サ 苦情、要望への対応
- シ 危機管理及び緊急時等への対応
- ス 収支計画
- セ 目標設定と目標達成の方策
- ソ その他（仕様書に定める以外で企画提案書等に提案された内容）

別紙 4 年度事業計画書等(年度ごとの事業計画)

基本事業計画等の内容で、年度ごとに計画を出す必要のあるものについては年度事業計画書を作成するものとする。

- ア. 仕様書 5 本市として求める目標・水準等における項目ごとの目標設定と目標達成計画等（2年目以降はこれまでの実績に基づく目標設定、達成方法）
 - ①適正な管理運営の確保に関する目標
 - ・ 年度目標
 - ・ 目標達成にむけた具体的な方法

- ・アンケート等の実施方法及びスケジュール
- ②利用者サービスの向上への取組に関する目標
 - ・年度目標
 - ・目標達成にむけた具体的な方法
 - ・施設利用者数、参加者数の統計方法
- ③収支に関する目標
 - ・年度目標及び施設ごとの内訳
 - ・目標達成にむけた具体的な方法
- イ. 上記以外の利用促進計画、サービス向上の方策及び実施スケジュール
- ウ. モニタリング計画
 - ・利用者意見の収集回数及び実施スケジュール
 - ・管理業務への反映方法
- エ. 管理施設、設備、器具備品等の維持管理・修繕方針・計画
- オ. 第三者への業務の委託契約・委託内容
- カ. 収支計画
- キ. 従業員名簿

別紙5 事業報告書

次の内容が網羅されたもの(様式は市が示す様式を基準とする。)を作成するものとする。

- ① 収支状況・・・費目ごとの支出金額と収入金額の決算書
- ② 利用料金の収入状況・・・利用者数、料金区分、減免等の状況
- ③ 管理業務の実施状況・・・事業計画書に記載されている業務の実施状況(委託状況も含む。)
- ④ 施設の利用状況・・・利用区分ごとの利用者数、稼働率(目標達成状況を含む。)使用許可、不許可の件数(理由)等
- ⑤ 自主事業の実施・収支状況(報告書)・・・利用促進及びサービス向上、収支状況
- ⑥ 利用者意見の聴取状況・・・利用者アンケート、意見等の集計、分析及び評価
- ⑦ 人材育成の取組・・・職員研修(人権研修を含む。)の実施状況等
- ⑧ 事故、不祥事案、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- ⑨ 個人情報の保護、情報公開の実施状況
- ⑩ 備品の状況・・・備品の異動や修繕等
- ⑪ 指定管理者の目標の達成状況及び自己評価並びに管理業務の総括等
- ⑫ その他、業務内容等を勘案し、必要と認められる事項

※事業報告書は、堺市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する部分を除いて、市政情報センターで一般の閲覧に供することとします。

別紙6 定期報告書

次の内容が網羅されたもの(様式は市が示す様式を基準とする。)を作成するものとする。

- ① 管理業務の実施状況・・・業務の実施状況、設備トラブル等（委託状況も含む）
- ② 収支状況・・・四半期ごとの収支状況
- ③ 利用料金の収入状況・・・利用者数、料金区分、減免等の状況
- ④ 施設の利用状況・・・利用区分ごとの利用者数、稼働率
- ⑤ 利用者意見の聴取状況・・・利用者アンケートの実施状況、主な意見等
- ⑥ 事故、不祥事案、苦情及び要望等の件数、内容とその対応
- ⑦ 研修実施状況
- ⑧ 自主事業計画書の軽微な変更の有無とその内容
- ⑨ 備品等の設置場所の変更の有無とその内容
- ⑩ その他、業務内容等を勘案し、必要と認められる事項

別紙7 利用料金の減免基準

別紙8 利用料金の還付基準

別紙9 リスク分担表